

予防原則にかかわる国会質問の要約（文責 大竹）

内閣委員会議録第 4 号

2003 年 4 月 2 日国会質問（参議院）

北川委員：未然防止と予防原則、これは明らかに違うんですね。大臣（谷垣氏）の先ほどの言葉を引き取って言うと、この食品安全基本法が日本で初めて予防原則を取り入れた法案だと第三者に説明していいか、諸外国に説明していいか。その根拠は何条を指しているのか。

国務大臣（谷垣氏）；我々は必ずしも予防原則という言葉を使っているわけではない。しかし、11 条、12 条の規定が、人の健康への悪影響の防止、抑制という観点から国民の食生活の状態その他の事情を考慮して施策を策定するようにしている。11 条で緊急時に予め食品健康影響評価を行う暇がない場合には評価を行うことなく、食品の安全性の確保に関する施策を行うことが出来る、としており、（予防原則と）全く同じかどうかは別として、思想的には近いものがある。

北川委員；それは、用語の定義が曖昧だから、というのは逃げだと思う。未然防止は化学物質や開発行為と影響の関係が科学的に証明されており、リスク評価の結果被害を避けるために未然に規制を行う。これは、予防原則とは明確に区別されると学者も言っている。日本の概念はここまでなんです。12、11 条を担保する意味でも、予防原則の項がとても必要だと思うんです。未然防止ではない予防原則の条項立てを検討してほしい。

国務大臣；11 条は EU の規定に非常に近いと思う。

北川委員；全然違う。予防原則は、緊急ということをに眼目を置かないで、予防なのだから。緊急にならないように予防原則がある、という担保がなければ食品の安全は 30 年、40 年前と同じになる。予防原則の項目を立ててください。

経済産業委員会、環境委員会連合審査会会議録第 1 号

2003 年 4 月 16 日国会質問（参議院）

加藤修一君；化学物質審査規制法の一部改正についての質問。この法案についての説明文の中で、「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施文書」の中で、予防的取組方法への留意、というふうに書いてあるが、これは予防原則とも関連するので公明党としては今年の党大会で重要政策の中に多くのページを割き、近い将来にはこういった予防原則について社会の仕組みの一つとして導入、定着させていくべきではないだろうかと考えている。予防原則について如何なる認識をもっているか。

政府参考人（南川秀樹君）；92 年のリオデジャネイロ宣言の際に、予防的方策と訳した。この訳は最近ではプレコーショナリーアプローチは外務省と相談して、「予防的取組方法」と統一する。

EC で言われている予防原則は、使われているのはプレコーショナリープリンシプルで、EC

でも定義されていないし、国際的に受け入れるかどうかの合意がない。したがって、わが国では予防的取組方法を進めて行く。

加藤修一君；経済産業省では未然防止がしきりに使われ、予防がない。厚生労働省生活安全対策部から平成12年に「国民の健康確保のための今後の化学物質安全対策行政の課題」の2番目に、「弱者リスク評価と予防原則の導入」、また、農水省「BSE問題に関する調査検討委員会報告書」の中には、危機を予測し、発生を防ぐための措置を講じて危機レベル引き下げておく予防原則の意識が殆どなかった、と書かれている。とりわけ未然防止を使っている経済産業省に、予防原則の認識をお尋ねしたい。

政府参考人(今井康夫君)；未然防止を勉強会で使ったが、この意味は、政府全体としては、環境問題、化学物質の安全問題に付きまして、予防的取組方法というアプローチで対応している。

加藤修一君；未然防止は予防的取組方法と読み替えていただきたい、と、理解してよいか。

政府参考人(今井康夫君)；私どもはそう理解している。

加藤修一君；(EUの例、カナダの例を取り上げて)いわゆるワーキンググループを設置して、ガイドラインを積極的に検討すべきではないか。

国務大臣(平沼赳夫君)；化学物質による人の健康や動植物への被害を未然に防止するため、予防の観点から取組を進めることは非常に重要だと思っている。このような考え方はリオ宣言に示されたとおり、国際的な共通の認識になっている。EUやカナダのガイドラインはこうした考え方を国内の政策に反映させるにあたって具体的な方針を示したものと認識している。他方、わが国においては、既に環境基本計画の中で予防的取組方法の考え方を国内の環境政策に反映させる上での方針が明示されているので、化審法を含めた個別の施策に反映され、具体的な対応がとられている。関係する施策の内容に齟齬(そご)が生じないように関係各省十分協議をし、共同してやっていかななくてはならない。

加藤修一君；一つのワーキンググループというような目に見える具体的なものを作って国民にアピールすることも極めて重要である。いかがですか。

国務大臣(平沼赳夫君)；関係各省が連携しまして、そういったワーキンググループも設けて検討する、ということで理解してほしい。

環境委員会会議録第8号

2003年4月22日(参議院)

加藤修一君；いわゆる予防的取組方法の運用ルールを具体的に作成すべきではないか。

政府参考人(炭谷茂君)；(化学物質や遺伝子生物などを引き合いに出して)課題ごとに予防的な取組の必要性の程度、またその在り方が異なるので、一般的なルールは可能かどうか。基本計画の5年ごとの点検では、予防的取組に関する施策の進展や今後のこうした取組が必要な問題を洗い出して、また、海外の事例も整理しながら、研究していきたい。

加藤修一君；前回、カナダのケースを紹介しているが、海外のケースを見ていると、やは

りガイドラインが必要ではないかと考える。

政府参考人(炭谷茂君); EU やカナダ、イギリスの事例を勉強させてもらっている。予防的取組または予防原則といってもいい原則は大いに参考になる。あと2年で見直しが来るので、具体例を積み重ねて検討している。

加藤修一君; 事例について、環境省における予防的取組方法の具体的な事例を紹介してほしい。

政府参考人(岩尾総一郎君); 昨年(H14)に質問趣意書で回答した。化審法の第3条、4条の新規化学物質の製造の届け出と事前審査の仕組み。カルタヘナ国内法。技術的、経済的実行可能性を考慮すべき。

加藤修一君; そのような事例があるわけで、政府として予防原則について、予防的取組方法ということについて今統一されている、あるいはパンフレッドを作ってコミュニケーションしたり、環境省として宣伝してはどうか。予防原則が導入されてときに科学技術の進歩にあわせて再評価されなくてはいけないなどの適用ルールを考えていくべきではないか。

政府参考人; EU やカナダとイギリスもびったりではないが、思想的には我々の環境基本計画も同じような思想で作られている。

中略

加藤修一君; 適用ルールの関係で、SPS 協定、この第5条7項について、日本のリンゴの検疫の関係で暫定的に予防原則に基づいて日本政府が経験した経緯がある。そのときの四つの要素、入手可能な情報の内容が科学的根拠とするには不十分であること、あるいはそのSPS 協定に基づく予防的措置は入手可能な適切な情報に基づかななくてはならないこと、並行して当該国が一層客観的なリスクアセスメントのために必要な追加の情報を得るよう努めていること、暫定的なSPS 措置は適当な期間内に再検討されていることに関する認識、見解をお尋ねする。

政府参考人; SPS 協定は十分な科学的証拠に基づかななくてはならないけれど、例外的な措置は、先生の言われた4項目である。

厚生労働委員会議録第12号

2003年5月7日

金子委員; 食品衛生法は食品に起因するということが、食品を摂取するということが基本であろう。

政府参考人(遠藤明君); 人が健康被害を受け、その原因が食品であることが客観的に認められる場合には食品衛生法で扱っていくことになる。つまりは販売などが禁止される。

金子委員; 原因食品ということですね。食品衛生法の第4条2項が適用される場合、その病因物質まで特定をしなければ4条2号が適用できないのか。

政府参考人(遠藤君); いろいろ条件があろうが、相当程度の蓋然性で、原因物質が推定できるという段階であれば、適用できる。

金子委員；明らかにその食品を食べてそういう症状が発生していると言うことが明らかになっているのに、病因物質が何かというある程度の蓋然性ないため、というのであれば蔓延するのでは。

政府参考人；原因と疑われる食品の販売、使用を禁止する。

金子委員；原因になった食品全部が汚染されていなければならないという確証が必要とされているのか。

政府参考人；現在の 4 条 2 項、有害または有害物質が含まれ、付着しているもの、またはその疑いがあるもの、というようなことで範囲がひろがっている。必ずしもすべてで確認されなくても適用できる場合がある。

金子委員；又はその疑いがある、の部分は（1973 年に）改正で挿入された。1955 年の森永砒素ミルクの場合は砒素という原因がわからない段階で販売停止をした。

政府参考人；一般に食中毒が起きた時の対応としては、疑わしい段階で対応を採っていくことです。

金子委員；水俣病は食中毒事件と考えていいか。

坂口大臣；これはやはり食中毒だと思います。

金子委員；食品衛生法は先ほど来、議論をしているような対応と言うことですね。

ところで、1959 年の 8 月 18 日に、水俣市隣の出水市の保健所の所長が、水俣湾産の魚介類の販売禁止通告を出しているが、それはどういう根拠法に基づいて出されたのか。

政府参考人；鹿児島県に照会をしたが、そのような事実関係が確認できなかった。

金子委員；いま、大臣は水俣病が食中毒と明確に答弁いただいたが、水俣病が水俣湾の魚介によって引き起こされる食中毒だとどの時点で、認識したか。

政府参考人；昭和 32 年（1957）9 月には熊本県に対し、当該魚介を摂取しないように指導した。また、1959 年 11 月には、水俣およびその周辺に生息する魚介類を多量に摂取することによって起こる、主として中枢神経の障害される中毒性疾患であり、その主因をなすものはある種の有機水銀であるとの結論を得た。

金子委員；1957 年に熊本県が厚生省に公衆衛生局に照会を出したのに対し、回答として、「第一項には、今後とも摂食されないように指導されたい。第二項に、ただし、水俣湾ない特定地域の魚介すべてが有毒化しているという明らかな今京が認められないので・・・すべての魚介類に対し食品衛生法第 4 条 2 項を適用することが出来ない」としたのは、熊本県が食品衛生法を適用して被害の拡大を阻止しようとしたのに、厚生省がそれを阻止したのではないか。

政府参考人；食品衛生法の第 4 条 2 項は、行政側の措置義務を定めたものではなく、販売者が有害物質等を含んだものを販売してはならないというような規定を設けたもので、その点に関しては行政が措置するべきものではない。また、内容的には、4 条 2 項の当時の解釈としては正しかったと考えている。

以下、省略。